

国民保護業務計画

平成19年3月

一般社団法人 山口県LPガス協会

目 次

| | |
|-----------------------------|---|
| 総 則 | 1 |
| 第1節 国民保護業務計画の目的 | 1 |
| 第2節 国民保護措置に関する基本方針 | 1 |
| 第3節 用語の定義 | 1 |
| 第2章 平素からの備え | 2 |
| 第1節 組織・体制の整備 | 2 |
| 第2節 関係機関との調整 | 2 |
| 第3節 LPガス消費者に対する情報提供、伝達体制の整備 | 2 |
| 第4節 管理する施設等に係る備え | 3 |
| 第5節 LPガス輸送に係る備え | 3 |
| 第6節 物資の備蓄 | 3 |
| 第3章 武力攻撃事態等への対処 | 3 |
| 第1節 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置 | 3 |
| 第2節 活動体制の確立 | 3 |
| 第3節 LPガス消費者に対する情報提供 | 4 |
| 第4節 施設の適切な管理及び安全確保 | 4 |
| 第5節 応援態勢の整備 | 4 |
| 第4章 武力攻撃災害の復旧に関する措置 | 4 |
| 第1節 応急の復旧 | 4 |
| 第2節 災害の復旧 | 4 |
| 第3節 災害時における復旧用資機材の確保 | 5 |
| 第5章 緊急対処事態への対処 | 5 |
| 付 表 | |
| LPガス協会対策本部組織及び職務分担表 | |
| LPガスに関する防災関連規定等体系図 | |

第1章 総 則

第1節 国民保護業務計画の目的

この国民保護業務計画（以下「計画」という。）は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下、「国民保護法」という。）により山口県が定める「山口県国民保護計画」（以下「県国民保護計画」という。）に基づき、外部からの武力攻撃災害や大規模なテロ等が発生した場合に、人の生命、身体及び財産を保護するため、武力攻撃災害への対処に関する措置など、国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）の内容、実施方法その他必要な事項を定め、その的確かつ迅速な実施に資することを目的とする。

第2節 国民保護措置に関する基本方針

この計画において、以下の点に留意し、国民保護措置を的確かつ迅速に実施することを基本方針とする。

(1) 情報提供

国民保護措置に関する正確な情報を、適時かつ適切な方法により提供するよう努める。

(2) 関係機関相互の連携協力の確保

県、市町並びに関係機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(3) 国民保護措置の実施方法

国民保護措置の実施方法については、武力攻撃等の状況に即して自主的に判断し対応する。

(4) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

武力攻撃等の状況その他必要な状況の把握に努め、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。

第3節 用語の定義

この計画における主な用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 武力攻撃

我が国に対する外部からの武力攻撃をいう。武力攻撃を加えてくる主体としては、国だけでなく、国に準じる者もあり、攻撃の規模の大小、期間の長短や攻撃の行われる地域、攻撃の態様も様々である。

(2) 武力攻撃事態

武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。県国民保護計画においては、次の4類型を対象としている。

① 着上陸侵攻

- ② ゲリラや特殊部隊による攻撃
 - ③ 弾道ミサイル攻撃
 - ④ 航空攻撃
- (3) 武力攻撃予測事態
- 武力攻撃に至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測される事態に至った事態をいう。
- (4) 武力攻撃事態等
- 武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。
- (5) 緊急処理事態
- 武力攻撃の手段に準じる手段を用いて、多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することにより、国民の生命及び財産を保護することが必要な事態として、内閣総理大臣が認定したものをいう。県国民保護計画においては、次に掲げる事態例を対象としている。
- ① 攻撃対象施設による分類
 - ・危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態
 - ・多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態
 - ② 攻撃手段による分類
 - ・多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態
 - ・破壊の手段として交通機関を用いた攻撃が行われる事態
- (6) 武力攻撃災害
- 武力攻撃により直接又は間接に生じる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射能物質の放出その他の人的又は物的災害をいう。
- (7) 国民保護措置
- 対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する事態対処法第22条第1号に掲げる措置（武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となるようにするための措置。ただし、同号に掲げる措置については、対処方針が廃止された後のものを含む。）をいう。

第2章 平素からの備え

第1節 組織・体制の整備

L P ガス協会は国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、協会員との連絡調整組織とし

て、会長、副会長、専務理事及び事務局長で構成する国民保護連絡調整会議（以下「連絡調整会議」という。）を設置する。

第2節 関係機関との調整

平素から、県、市町、関係団体及びLPガス関係団体と相互の連絡体制の整備に努める。

第3節 LPガス消費者に対する情報提供、伝達体制の整備

管理するLPガス設備の被災状況、国民保護措置の実施状況、救援物資の状況を迅速に収集・集約できるようLPガス協会各支部における連絡網を活用するとともに、多ルート化に努める。また、消費者への被害発生状況、復旧情報の伝達について、LPガス協会会員相互の連絡体制の整備を図り、速やかに行うよう努める。

第4節 管理する施設等に係る備え

LPガス協会は、LPガス販売店、LPガス充てん所等の施設について、武力攻撃事態等が発生した場合、被害の軽減、二次災害防止のための措置を講じるため、会員相互の応援態勢の整備に努める。

第5節 LPガス輸送に係る備え

国民保護措置のための救援用物資の備蓄については、供給要請先と連携を図り、備蓄の品目、備蓄数量の把握及び確保に努めるとともに、武力攻撃災害において迅速に供給できる体制の整備に努める。

第6節 物資の備蓄

国民保護措置のための救援用物資の備蓄については、供給要請先と連携を図り、備蓄の品目、備蓄数量の把握及び確保に努めるとともに、武力攻撃災害において迅速に供給できる体制に努める。

第7節 訓練の実施

県及び市町が実施する国民保護措置に係る訓練について、LPガス協会及びLPガス協会各支部は、積極的に参加する。

第3章 武力攻撃事態等への対処

第1節 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

県から緊急事態連絡室設置の連絡を受けたときは、情報の収集に努めるとともに、必要に応

じ「連絡調整会議」を招集又は情報を伝達する。

第2節 活動体制の確立

(1) L P ガス協会国民保護措置対策本部の設置等

① L P ガス協会国民保護措置対策本部

・山口県国民保護対策本部（以下「県対策本部」という。）が設置された場合には、連絡調整会議に替え、山口県L P ガス協会国民保護措置対策本部（以下「L P ガス協会対策本部」という。）を設置する。

・L P ガス協会対策本部は、県及び市町から国民保護措置の実施に関する要請の調整、情報の収集及びL P ガス協会支部への情報提供、広報その他必要な総括業務を実施する。

② L P ガス協会支部国民保護措置対策本部

L P ガス協会支部はL P ガス協会対策本部が設置された場合には、必要に応じL P ガス協会対策本部に準じた組織（以下「支部対策本部」という。）を設置するものとする。

(2) 情報の収集及び報告

① 被害情報の収集及び報告

・L P ガス業界が管理する施設等の被災の状況、国民保護措置の実施状況など武力攻撃事態等に関する情報を迅速かつ的確に収集し、必要に応じ県対策本部に報告するものとする。

・L P ガス協会対策本部は国民保護措置を実施するに当たり、武力攻撃等の状況や必要な安全に関する情報を収集するとともに、支部対策本部に伝達する。

② 通信の確保

・武力攻撃事態等が発生した場合には、直ちに必要な通信手段の機能確認及び確保を行うものとする

・支部対策本部の通信手段の確認は、各支部対策本部相互間及びL P ガス協会対策本部との間の通信について確認するものとする。

第3節 L P ガス消費者に対する情報提供

L P ガス協会対策本部は、県及び市町から武力攻撃等に関する情報を得た場合には、必要に応じ支部対策本部を通じL P ガス消費者に対し、地域の被災状況そのた安全に関する情報を提供するものとする。

第4節 施設の適切な管理及び安全確保

L P ガス協会会員が管理するL P ガス充てん所については、安全の確保に十分配慮し、巡回、警備員配置の強化などの安全確保のための措置を講じるよう努める。

第5節 応援態勢の整備

(1) 応援隊の組織

LPガス協会にすでに組織されている災害救援隊をもってあてる。

(2) 応援隊の出動

被害状況に応じLPガス協会対策本部の指示により、応援普及活動を行う。

第4章 武力攻撃災害の復旧に関する措置

第1節 応急の復旧

(1) 支部対策本部は、武力攻撃災害が発生した場合、LPガス設備の緊急点検を実施し、二次災害の発生を防止するとともに、被害状況の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に行うよう努める。

(2) 応急の復旧に当たっては、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に行うよう努める。

第2節 災害の復旧

(1) 復旧計画の策定

本部は、災害が発生した場合は被害状況の調査を行い、正確な情報を収集し、次により復旧計画を策定する。

- ・復旧の地域、箇所
- ・復旧の手順及び方法
- ・復旧要員の動員及び配置計画
- ・復旧用資機材の調達
- ・復旧作業の日程
- ・その他必要な対策

(2) 重要施設の最優先復旧計画

被害が甚大な場合には、病院、避難所等を優先的に復旧するよう計画立案する。

第3節 災害時における復旧用資機材の確保

LPガス協会対策本部は、復旧資機材の在庫量について、調達が必要とされる資機材及びLPガスについて、支部対策本部との連携を図り、次の方法等により資機材の確保を行う。

- (1) 取引先、メーカー等からの調達
- (2) 卸売り事業者、配送事業者からの調達
- (3) 被害地域以外の販売事業者からの融通

第5章 緊急対処事態への対処

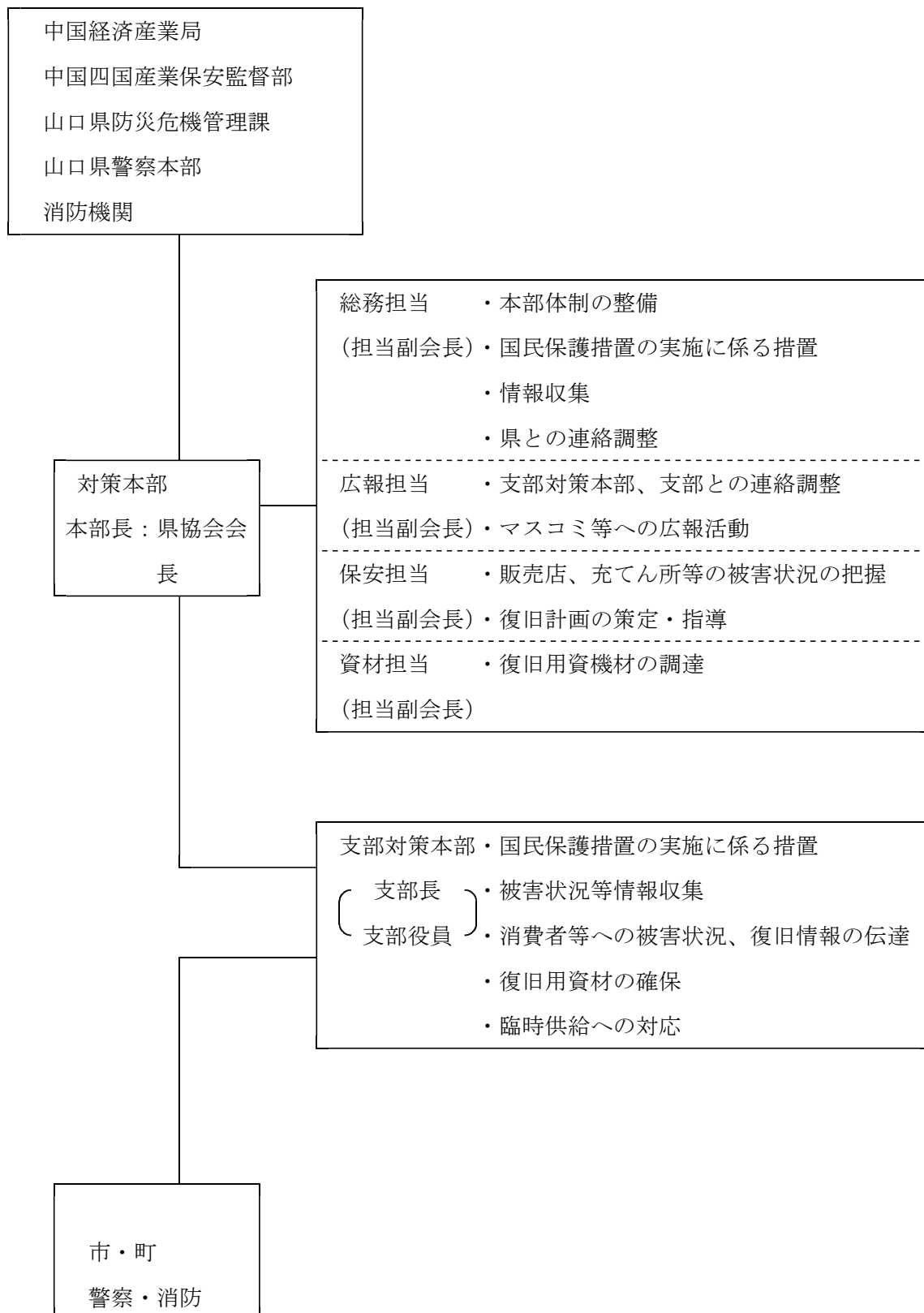
第1節 緊急対処保護措置の実施

武力攻撃自体に準じるテロ等緊急対処事態においても、武力攻撃事態等の国民保護措置に準じた措置を実施する。

施行

平成19年3月20日から施行する。

LPガス協会対策本部組織及び職務分担



LPガスに関する防災関連規定等体系図

